

令和 7 年第 3 回下関市議会定例会一般質問

1 質問者数・質問件数

質問者数 6 名

質問・意見件数 57 件

2 意見・質問に対する局の考え方 (15 件)

No.	意見・質問	市の考え方 (回答)
1 議員 A		
1	SDG s は「水」について目標・ターゲットをどう定めているか。	平成 27 年に国連サミットで採択された SDG s における「水」に関連する目標には、「安全な水とトイレを世界中に」がある。 この目標のターゲットとしましては、「2030 年までに、だれもが安全な水を、安い値段で利用できるようにする。」「2030 年までに、だれもがトイレを利用できるようにして、屋外で用を足す人がいなくなるようにする。女性や女の子、弱い立場にある人がどんなことを必要としているのかについて、特に注意する。」などの 8 項目が示されている。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
2	憲法や水道法に照らして水道事業の認識をどう捉えているのか。	水道法第1条においては、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことが法の目的として掲げられている。 また、日本国憲法第25条においては「生存権」が保障されており、水道法は、この「生存権」を実現するための法体系の一環として位置付けられている。 これらのことから、水道事業は、憲法における生存権の実現に向けて、水道法に基づき、市民が健康で文化的な生活を営むため、また、24時間、365日、常に安全で安心な水を安定して供給することが求められている、非常に重要な事業であると認識している。
3	料金値上げは今後も続くのではないか。	水道事業は、地方公営企業法に基づき、受益者負担を原則とした独立採算により事業を運営することが求められている。 現在、有識者などで構成される経営審議会で審議している水道料金改定は、令和8年4月からの4年間は平均改定率20.0%としている。また、令和12年4月からの6年間では更に平均改定率19.0%の値上げが必要となる見込みとしている。その後も、今のような人口減少や物価・人件費の上昇が続いていけば、定期的に値上げの検討は必要になってくると考えている。 今後も、可能な限りの経営努力や効率的な事業運営に努めていくことで、将来的な値上げ幅をできるだけ抑えていきたいと考えている。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
4	独立採算にこだわらず、一般会計からの繰入れにより、改定率を抑えるべきではないか。	市税などの一般財源については、一般的な行政サービスなど公共目的に使用されることが前提とされ、広く市民から徴収されるものである。 一方で、水道事業においては、受けたサービスの効果が、水道水の使用量により明確になる。したがって、こうした水道事業に一般財源を使用することは、その必要性・合理性・負担の公平性などの観点から慎重に検討すべきものと考えている。 こうした公平性などの観点から、独立採算を基本として、可能な限りの経営努力に取り組んだ上で、料金値上げの縮減に努めているところであり、新たな基準外の繰り入れは考えていない。
5	利用料への転嫁ができない事業者や年金生活者などへの影響をどう考えるか。	事業者や年金生活者などについては、物価上昇が続く中での料金の値上げとなるので、影響がある方もおられると考えている。 この度の水道料金改定については、可能な限りの経営努力や効率的な事業運営に努めた上で、適正な原価計算により、適正な価格としている。また、生活用水への配慮である、小口径の月10m³までの料金単価を他の区分より低く設定する考え方を継続し、多く使われる事業者の方についても負担を抑えるよう全体でのバランスを考慮しているところである。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
2 議員B		
1	料金改定の理由、内容、20%値上げしたものを何に充てるのか。	水道料金改定が必要となった主な理由としては、「人口減少などによる水道料金収入の減少」、「近年の急激な物価・人件費の上昇」、「老朽化した施設・管路の更新や耐震化の本格化」が挙げられる。 次に、水道料金改定の内容について、実施日は令和8年4月1日から、算定期間は4年間で、平均改定率は20.0%を予定している。「受益者負担の公平性」など全体のバランスを考慮しながら、水道料金収入について20.0%の増額を図るもの。 この水道料金改定の増額分は、4年間で約39億円であり、長府浄水場更新事業に約20億円、老朽化した管路の更新や耐震化に約12億円、その他老朽化した施設の更新や耐震化などに約7億円を充てる予定である。これらの事業は、どの事業もお客さまに安心して水道を使用していただくために必要なものと考えている。
2	水道法第1条の「清浄にして、豊富・低廉な水の供給を図る」という目的、地方公営企業法第3条に定める「企業の経済性」と「公共の福祉の増進」を踏まえ、どのような経営をしているのか。	地方公営企業法第3条に定められている「企業の経済性」とは、合理的、能率的な企業経営を行うことを示し、また、「公共の福祉の増進」とは、水道事業の場合、公衆衛生の向上や生活環境の改善を目的とした運営をすることであると認識している。 次に、水道法第1条において水道法の目的の一つとして「低廉な水の供給」が示されているが、同じく水道法第1条に示

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
		されている水道法の目的である「清浄」、「豊富」な水を、持続可能で健全な事業運営を前提とした「適正な価格」で供給することと認識している。 こうした認識の上で、地方公営企業である上下水道局は、可能な限りの経営努力や効率的な事業運営に努めることで企業の経済性を発揮し、また、常に安全で安心な水を適正な価格により安定して供給することで公共の福祉の増進を図りながら、水道事業の運営を行っている。
3	高齢者単身世帯で、口径13mmで月の使用量が平均的な7m³の場合、料金はいくら上がるか。	現行料金が1月当たり1,213円のところ、1,517円から1,720円になると試算しており、値上げ幅は約300円から500円となる。
4	料金値上げは市民生活にどう影響すると考えているか。	標準的な一般家庭、2人又は3人世帯のモデルとすると、現行料金が1月当たり3,103円のところ、3,700円から3,790円になると試算しており、値上げ幅は約600円から700円となる。 総務省公表の消費者物価指数においては、令和2年を100とした場合、令和7年7月が111.9となっており、こうした物価上昇が続く中での料金値上げなので、市民生活の多岐にわたって影響があると考えている。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
5	値上げにより料金の支払いができない場合どうするのか。	納入期限までに水道料金の支払いができなくなった場合でも、すぐに水道を止めるということない。支払いがなかった方には、督促状や給水停止予告などを行うことで、相談の期間を設けている。また、給水停止の訪問時に声かけを行うことにより、個々の状況の話を聞くための機会を設け、分割納付での約束により給水停止を延期するなど状況に応じた対応を行っている。 生活が苦しく支払いが困難な方については、ご相談いただき、個々の事情や事案ごとに、きめ細かく、お客さまに寄り添いながら丁寧な対応をしていきたいと考えている。
6	値上げをしないで欲しいとの意見をどう考えているのか。	市民説明会では、一部の方から、「値上げしないで欲しい。」「値上げ幅は小さくして欲しい。」といった値上げに反対する意見をいただいている。 いただいたご意見については真摯に受け止め、今後の事業運営に活かしていくとともに、更なる経営努力に努めていきたいと考えている。
7	更なる経営努力ができないか、更新計画の見直しはできないのか、本当に 20%値上げをしなければいけないのかもっと議論を深めるべき。 上下水道局だけでは限界があるので、好調なボートレースの売上を活用するなど、市全体で負担軽減ができないのかももう一度検討してほしい。	—

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
8	経営努力が本当にしっかりとされているのか、具体的にすすんでいるのかなど、4年後に向けても、しっかりと市民に向けて発信し、水道料金が妥当であるのか、市民との議論を深めてほしい。民間ではなく行政が経営しているので、市民に寄り添った視点での検討を強く要請したい。	—
3 議員C		
1	拙速な値上げ提案ではないか。	水道料金の改定については、令和3年第1回定例会の建設消防委員会において、報告している。その後も、長府浄水場更新事業の進捗を見ながら、建設消防委員会には、適宜、報告をしてきた。 また、令和5年度からは、中長期ビジョンにおいて、投資・財政計画の策定など、水道料金改定に向けた具体的な取組を始めている。 中長期ビジョンの策定開始から2年以上かけ、経営審議会を6回開催し、各審議会の開催後に水道料金改定に向けた進捗を、建設消防委員会に報告している。 また、8月には市内8か所で市民説明会を開催するなど料金改定に向けた周知も始めている。 水道料金改定に向けては、一歩ずつ着実に進めているところであり、拙速とは考えていない。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
2	下関市が水道事業を行う基本的な考え方について、水道法との関係に照らし、示してほしい。	水道法第1条では、法自体の目的として、清浄・豊富・低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することが定められている。また、水道法第2条の2においては、水道事業者の責務として、適切かつ能率的に事業を運営し、事業の基盤の強化に努めなければならないことが定められている。 水道法第6条では、原則として水道事業は市町村が経営するものであることが定められており、地方公営企業法第2条第1項では、地方公共団体が水道事業を実施する場合は、地方公営企業が事業経営することが定められている。 総じて言えば、水道法の目的である「清浄・豊富・低廉」を実現するために、地方公営企業である上下水道局が水道事業を経営している。
3	一般会計からの繰り入れで値上げを抑えることが出来ないとする理由	水道事業については、独立採算により事業を運営することが求められている。 市税などの一般財源については、一般的な行政サービスなど公共目的に使用されることが前提とされ、広く市民から徴収されるものである。 一方で、水道事業においては、受けたサービスの効果が、水道水の使用量により明確になる。従って、こうした水道事業に一般財源を使用することは、その必要性・合理性・負担の公平性などの観点から慎重に検討すべきものとする。 こうした公平性などの観点から、独立採算を基本としている

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
		ため、可能な限りの経営努力に取り組んだ上で、値上げの縮減に努めているところであり、新たな基準外の繰り入れは考えていない。
4	令和4年度及び令和5年度の「水道料金支援事業」の目的と会計の仕組みを示してください。	令和4年度及び令和5年度の「水道料金支援事業」については、国から地方創生臨時交付金が交付されたことに伴い、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図ることを目的に、6か月分の水道料金の10%減額を実施した。会計の仕組みとしては、この臨時交付金を財源として、一般会計から水道事業会計に水道料金の減収分を補助金として収入している。
5	令和4年度及び令和5年度と比較して物価高騰の影響はなくなっているのか。	総務省公表の消費者物価指数の総合指数では、令和2年を100として、令和4年が102.3、令和5年が105.7、令和6年が108.6、令和7年が111.9となっている。物価上昇については現在も続いており、市民生活への影響があると考えている。
6	物価高騰の中で市民生活支援のために一般会計からの繰り入れをすることは違法なのか。	物価高騰対策の一環として市民の生活支援を目的として一般会計から補助等を行うことは違法とは考えていない。 (財政部長)
7	政策的な判断で値上げ中止や値上げ幅を縮小することは可能ではないか。	これまでも、市全体の政策としての必要性や公益性等により基準外繰出を認めているところだが、仮に現行の料金水準を維持しようとするれば、今後4年間は毎年約10億円、5年目以降は毎年約20億円の繰入が必要となるので、極めて慎重な判断が求められると考える。(島崎副市長)

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
4 議員D		
1	水道料金見直しの背景と内容について	本市の水道料金については、消費税の改正によるものを除けば、平成23年4月以降、長期にわたり見直しを行っていない状況である。 前回の料金改定以降、人口減少などにより水道料金収入は減少していたが、物価や人件費が今より落ち着いていたこともあり、経営努力を重ねることで、これまでなんとか値上げをせずに、事業を実施してくることができていた。 しかしながら、更に加速する「人口減少などによる水道料金収入の減少」に加え、「近年の急激な物価・人件費の上昇」、長府浄水場をはじめとする「老朽化した施設・管路の更新や耐震化の本格化」により、水道料金改定が必要な状況であると判断している。 現在、有識者などで構成される経営審議会で審議している水道料金改定は、令和8年4月からの4年間で平均改定率は20.0%としている。また、令和12年4月からの6年間では、更に平均改定率19.0%の値上げが必要となる見込みとしている。 水道料金の値上げについては、これをしなければ、お客さまに安心して水道を使用していただくために実施している管路の耐震化や老朽管の更新などの工事が、資金不足により実施できなくなり、災害等への対応も困難になると考えている。 8月初旬には市内各所にて市民説明会を開催し、水道料金改

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
		定の必要性などについて説明した。また、10月の市報でも改めて水道料金改定の必要性や検討状況などについて周知していく。 この度の水道料金改定については、今後も安全で安心な水を安定して供給していくため、また、将来にわたり事業を継続していくために、必要なものと考えている。 これからも経営努力や効率的な事業運営に努め、持続可能な水道事業を運営していきたいと考えている。
2	これまで適正な範囲で、一般会計からの繰入を受けることで不足分を補っているが、今回の改定に際して、更に繰入を増額する意見もあることに対して、一時的な繰入は、他の政策的な事業に影響もあり、追加分の繰入ができなかった場合、今回以上の増額幅の改定となりかねない状況を懸念している。また、私が支援をお願いしている井戸水に頼るしかない市民のことを考えれば、納得が出来るのでは無いかと考える。	—
3	今回進めている長府浄水場更新事業といった大型工事においても、安易な増額はせず、しっかりと精査した上で事業を進め、市民への負担が増えないように対応をお願いしたい。	—

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
5 議員E		
1	アウトソーシング（委託）、D X化についての今後の取り組みをお示しいただきたい。	アウトソーシング、いわゆる民間委託について、これまでも業務の効率化などのため、職員自らが実施することが困難な業務や専門的な業務を中心に、実施してきた。 今後、長府浄水場更新事業において、現在、職員が行っている運転管理業務を民間委託する予定。引き続き、更なる業務の効率化などを目指し、随時、検討を行っていきたいと考えている。 次に、水道事業のD Xについては、漏水調査業務におけるAIの活用や、水道の各種手続きが可能となるアプリの運用開始など、新たな取組みを進めている。 今後も、先進的な取組を情報収集し、積極的に導入を検討していきたいと考えている。
2	鉛製給水管について受益者負担を進めるべきではないか。	鉛製給水管は、安価で施工性も良いことから、本市においては、昭和50年代まで主に給水管材料として広く使用されている。しかしながら、老朽化すると漏水が多いことや、管内に水が滞留すると、わずかですが水道水に鉛が溶け出すおそれがあるなどの性質がある。 したがって、給水管は個人の財産ではあるが、所有者による更新が進まない現状を踏まえ、漏水防止を目的として、上下水道局が耐震管に布設替えを行っているところである。 今後の取り組みについては、受益者負担の観点から、国の動向や他市の取り組みにも注視して参りたいと考えている。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
3	新たな収入源として、ネーミングライツなどの取組についてお示しいただきたい。	新たな収入確保の取り組みとしましては、令和7年5月から公用車に掲出する、有料広告の募集を開始しております。また、令和8年10月からマイクロ水力発電により20年間で約470万円の収入を見込んでいます。 今後も引き続き、浄水場などの施設のネーミングライツ導入を含めた、新たな収入確保の取り組みを進めてまいりたいと考えています。
4	蒲郡市における基準外繰入の概要についてお示しいただきたい。	蒲郡市における基準外繰入について、蒲郡市に確認したところ、「令和4年に大規模な漏水事故があったことから、管路更新を前倒して行うこととし、この財源として、一般会計から10年間で約10億円の基準外繰入を行っている。」とのことだった。
5	下関市ならではの山・坂が多く、大きな自己水源がないことを理由とした高料金は特別の事由に該当し、一般会計からの繰り入れはできないか。	一般会計から公営企業に繰出しをする基準は、総務省からの通知により示されている。 この繰出基準においては、上水道の高料金対策に要する経費の項目があるが、本市の状況では要件に該当しないので、繰入れは困難と考えている。
6	コロナ禍における水道料金減額措置、3回のうち2回は臨時交付金を充当しているが、1回分（約3億円）は、一般会計から繰入れるべきではないか。	令和2年度の上下水道局の財源を基にした水道料金減額措置については、コロナ禍において、市民のためにできることとして、当時の経営状況を踏まえ実施したもの。 このため、改めてその分の繰入れを、今一般会計に求めるということは考えていない。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
7	当時の経営状況が良くないから、今回料金改定をするのではないか。	当時は今ほどの物価上昇・人件費の上昇がなかったため、なんとか事業経営ができていた。今はそういう状況ではないと認識している。
8	当時も無理をして減額措置を実施したと思う。いろいろと努力をした上で、最低限の値上げにしていたきたいと考えている。	—
6 議員F		
1	8月1日から8月8日にかけて水道局が市民説明会をおこなっているが、この目的はなにか。	料金改定の検討状況を知っていただくこと、料金改定の必要性を理解していただくことである。
2	市民説明会の参加人数を水道局内ではどのように評価をしているか。	参加者は92名であり、一部の地域では参加者が特に少ない、また、参加者がいない地域もあった。周知についてはもう少し工夫することができたのではと考えている。
3	上下水道局職員が参加していたが、純粋な市民の参加は何人か。	参加者数の内訳は確認していない。
4	豊北町は参加者ゼロで中止になったが、具体的にどのような周知をしたのか。	市報の7月号でお知らせをした。また、6月下旬に水道局のホームページに掲載し、7月中旬に水道局のSNS、7月下旬に市のSNSに掲載した。加えて、各開催場所で開催1週間前にチラシを配布した。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
5	市民が水道料金の値上げについて理解していると思うか。	参加された92名の方にアンケートを実施し、アンケートの回答者76名のうち72名が「理解できた」と回答している。一定の成果はあったものと理解している。補足対応として、参加の無かった豊北地区においては、自治会長と相談し、説明会を実施した。10月の市報で特集を組む予定であり、SNSにおいても市民説明会の動画によりアンケート機能も設けている。様々な手法で周知していく。
6	説明会の目的は達成されたか。	参加者のアンケートによれば、市民説明会の目的とすれば一定の成果はあったと考えている。
7	市民全体が理解しているのか。10月に第3回経営審議会をおこなって答申を受け、12月に条例改定というスケジュールになっているが、これで市民に説明をしたことにするのか。	料金改定は市民生活に影響を与えるということもあり、可能な限りの経営努力と併せて市民の皆様のご理解が必要だと考えている。その手法として市民説明会を開催した。それだけでは十分ではないと考えるので、SNSを活用し、また、市報でも分かりやすい説明に努めるなど、それぞれの弱点を補いながら、トータルで周知していく。一定の成果はあると考えている。
8	きちんと周知をすればたくさんの市民が来ることが豊北の事例で証明された。まともな周知をせず、説明会を終えたことにするのは市民は納得しない。説明会のやりなおしを求めるがどうか。	市民説明会は周知の重要な一つの手法だが、それだけでなく、SNS・市報、あらゆる情報とあわせてしっかり周知をはかっていきたい。その手法の一つに市民説明会をおこなったが、一部の地域で参加者がいない状況があったのでフォローして進めている。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
9	ほとんどの会場で参加者が少なかった。やり直しを検討するのか、しないのか。	市民説明会は一つの手法なので、あらゆる手法をもってみなさんのご理解をいただけるよう努める。
10	4年間の総括原価が約232億円、現行の料金収入見込みが約193億円、不足額が約20%にあたる39億円。これを、20%の料金値上げによって回収するという内容でよいか。	間違いはない。
11	値上げによって増収となる39億円の使い道は。	長府浄水場更新事業に約20億円、老朽化した管路の更新や耐震化に12億円、その他老朽化した施設の更新・耐震化などに7億円を充てる予定である。
12	施設・管路の老朽化は今に始まったことではない。全国で状況は同じだが、想定をこえるスピードで人口減少が進行しているのが下関市の特徴だと思う。それを解決しないまま今日まで来て、今、値上げしなければ、たちまち能登の（管路の被害状況）ようになるかのような説明をすれば、市民の不信感が広がるのも当然である。経営努力の取組と成果として、水道サービス公社の廃止で5.5億円の成果を上げたとあるが、これまで公社がやってこられた業務のなかにある漏水箇所の特定が、今後は市民の負担になる。廃止によって市民に生じる負担や、サービスの低下についてはなんの説明もない。	—

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
13	値上げの内訳だが、基本料金の改定率は26%値上げで概ね固まっており、従量料金にスポットが当たっている平均15.7%の改定率をどのような配分にするかという検討になっている。なぜ従量料金の改定が検討の中心になっているのか。	市の水道料金は、水道の使用の有無にかかわらず、安定して供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担していただく「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担していただく「従量料金」からなる2部料金制を採用しております。 基本料金案を1つにしている理由としては、日本水道協会が発行している水道料金算定要領どおりに計算すると、改定率に大きなばらつきが生じ、特に多くの市民が使用している口径13mmの改定率が大きくなることから、一律に現行料金から26%を乗じるよう調整したものである。 従量料金については、単身者、低所得者といった方々は、傾向として水の使用量が少なくなることが想定される。こういった方々への配慮として小口径13mm、20mm、25mmの1月の使用量10m³までを、他の区分に比べて安い単価に設定している。少量使用者への配慮で、その区分は増額を抑えるようにはしているが、その分、他の区分に上乗せされるようになるので、バランスを考えて従量料金を中心に検討しているところである。
14	少量使用者への配慮はするが、配慮しすぎることによって他の区分の人とのバランスが崩れるので、公平性を鑑みるということか。	そのとおりである。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
15	平成２３年の改定時に基本水量の廃止にともなってもうけられたのが、「１０円」の部分だ。なぜここが「１０円」となったのか。	平成２３年の改定までは基本水量に入っていたのでゼロだったが、他市の事例も見ながら一番低額の１０円に設定した。
16	水道料金でもっとも多いのは、どの使用水量か。	口径１３～２５mmの令和６年度の使用水量の実績では、１月当たり１０ｍ³までの使用が一番多い。
17	使用水量の少ない世帯の世帯構成や経済状況は把握しているか。	今手持ちの資料がないが、当然検討して算出している。
18	一人暮らしの高齢者を想定し、口径１３mmで１月８ｍ³使用した場合の「見直し案②」では、料金はいくらで、改定率は何％になるか。	現行料金は、基本料金１，１４３円、従量料金が８０円で計１，２２３円。見直し案②を適用すると、基本料金が１，４４０円、従量料金１６０円、計１，６００円となり、値上げ率は３０．８％になる。
19	市民生活への影響について、どこでどのように議論されているか。	料金改定については、下関市上下水道事業経営審議会に諮問し、審議を行っている。
20	具体的に一人暮らしの高齢者、低所得者への配慮について、どこで、どんな議論になっているか。	一人暮らしの高齢者、低所得者、生活保護の方々など特定することはできない。ただ、そういった方々は少量の使用であることが想定されるので、生活用水の配慮として小口径少量区分の料金単価を、他の区分より低くする考え方を継続することについて今検討している状況である。 それを審議会で審議している。

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
21	今回の値上げで一番影響を受けるのは、単身世帯、とくに一人暮らしの高齢者だと思っている。生活実態が少しでも議論のなかに入っているだろうか。説明会でも出ていたが、水道は、食材や日用品と違って市民が安いものを選ぶことができない。だからこそ説明を通じて生の声を聞き、生活実態を知って、必要な措置をとることが絶対的に必要ではないか。	—
22	国民年金（老齢基礎年金）で暮らす独居の後期高齢者の場合、月額年金額はいくらか。後期高齢者医療保険料、介護保険料を引かれ実質の手取りは月額いくらになるか。	国の定める満額受給の額は、令和7年度は82万9,300円。1カ月当りに換算すると約6万9,108円となる。後期高齢者医療保険料が約1,425円、介護保険料が約2,117円となり、1カ月当りの手取り額は約6万5,566円となっている。（福祉部長）
23	生活保護世帯は、生活扶助費のなかに水道料金が組み込まれていると聞いたが、単身の高齢者の場合、見込まれている金額はいくらか。	具体的な内訳は、国の方から示されていない。75歳以上の単身世帯では月額6万6,390円となっている。（福祉部長）
24	事業収入が措置費しかない養護老人ホームや救護施設に対し、水道料金の値上げにかかわる支援は考えているか。福祉部として、考えられる影響とそれへの対策はどのように考えているか。	水道料金の値上げの状況について、施設への影響がないとは今のところいえないが、改定料金等が決まっていない段階なので、どこまで施設運営に影響があるかというの是不明でわからないところである。養護老人ホーム措置費見直しについては、水道料金だけでなく食材料費や人件費など、物価動向

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
		を総合的に勘案して判断する必要があることから、国の動向を注視している。（福祉部長）
25	昭和２７年に地方公営企業法が施行されて以降、水道事業は水道料金によって必要な費用を賄う独立採算でやっているが、人口増加時代につくられた制度がこの急激な人口減少時代にどう考えても成り立たなくなっているということだと思う。	—
26	地方自治体が国に対し声をあげていくことが重要になっているように思うが、これまで国に対してどのようなことを求めてきたか。	日本水道協会を通して、国会議員、国土交通省、財務省など各関係機関に毎年度、要望を実施している。内容は水道事業に対する財政支援の拡充や水道関係予算の確保などである。その結果、令和６年度に管路の耐震化事業の補助率の引き上げなどがあった。
27	将来世代に負担を先送りしないのであれば、今の世代が、破綻している法制度のあり方を変え、社会インフラとしての水道を持続可能なものにすることこそが、将来世代への責任ではないか。今の状況を国に伝え、全国の自治体と繋がって、水道事業の維持のために動いていくことが急がれる。 そして、国に強く求めると同時に、その間の市民の負担軽減策として、一般会計からの繰り入れ等の支援が必要であると思う。この度の水道料金の改定に	一般会計からの繰り入れについて、たくさんの議員から質問があった。独立会計で水道事業をやっていくという姿勢は変わらないが、一般会計から救済的な繰り入れができるかできないかといわれると、できる。今までもやってきた事例はある。これだけ採算が合わない状況であり、日本全国いろんな自治体でそういう状況が起きている。 下関市の場合では、年間で約１０億のお金を入れて、ちょっと足りないかなという感じである。１億、２億でことが済むなら、うちの財政状況ならできるだろう。１０億というお金

No.	意見・質問	市の考え方（回答）
	よる市民負担をどうとらえ、市民への経済的支援についてどのように考えているか。	は大変なお金だ。１０億といたら学校給食全部やれる。市民２５万人で割ると１人当たり４，０００円ずつ徴収して１０億つくらないといけない。今コンビニに行くと水を５００ミリリットルで１００円、１．５リットルで２００円になっていることを考えると、１０億入円入れ続けていく必要があるかというのは、ほんとに苦しい状況だけど、慎重に考えなくてはいけないと思っている。（市長）
28	厳しいなかだからこそ、全国の自治体とつながって市長の方でも声を上げてほしい。その間の軽減策については考えていただきたい。まずは安心して生活できるとりくみを優先すべきである。 今の厳しい局面に対し、市民の生活を削って維持する方向ではなく、本当の意味で「市民の水」「水道事業」を守っていける解決策を追求していただくことを求める。	—

※上記については、要約しています（詳しくは、下関市議会録画中継で確認できます。）

また、水道料金改定の検討状況に関係しない質問については記載を省略しています。

「市の考え方」欄の発言者の記載がないものは、上下水道事業管理者の発言です。